㈢　工事種別　空気調和設備及び給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

代表者以外の構成員にあっては、下記㈠から㈢の要件を満たす新設工事

㈠　建物用途　事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

㈡　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

㈢　工事種別　空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

③　施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

㈠　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㈡　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。(民間工事の施工経験も認める。)甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、下記(a)から(b)については、同一建物の施工経験とする。

代表者にあっては下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

(a)　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

(b)　工事種目　空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

代表者以外の構成員にあっては、下記(a)から(b)の要件を満たす新設工事

(a)　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

(b)　工事種目　空気調和設備又は給排水設備（機器、配管等、試験及び調整の一部を施工した経験も認める。）

㈢　施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑥　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定(同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「Ｆ－ＲＥＩ㉖本部棟外機械設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

Ｆ－ＲＥＩ㉖本部棟外電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年６月17日

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　Ｆ－ＲＥＩ㉖本部棟外電気設備工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

２　工事場所　福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他

３　工事内容　本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。

１）本部棟　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上４階建て（塔屋１階）延べ面積　7,874.44㎡

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備　新設一式

２）本部機能支援棟①　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造　地上２階建て　延べ面積　3,999.01㎡

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備　新設一式

３）屋外

構内配電線路、構内通信線路　新設一式

４　工期　契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで

５　申請の時期　令和８年６月17日から令和８年７月15日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」(以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）(下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。